

## 神栖市母子寡婦福祉会会則

### (名称及び事務所)

第1条 本会は、神栖市母子寡婦福祉会と称し、事務所を会長宅内に置く。

### (組織)

第2条 本会は、市内の母子福祉法第5条に規定する配偶者のない女子を持って構成する。

### (目的)

第3条 本会は、母子寡婦福祉の増進のため、互いに協力しあうと共に、会員相互の扶助、親睦、融和をはかることを目的とする。

### (事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 会員相互の親睦及び研修
- (2) 関係機関団体との連絡交流
- (3) 母子寡婦家庭の福祉に関する処遇改善運動と調査研究
- (4) その他目的達成に関すること

### (役員)

第5条 本会に、次の役員を置く。

会長 1名、副会長 2名、理事 5名、(会長、副会長を含む)

会計 2名、監事 2名、顧問 若干名、

- 2 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 補欠で就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

### (役員選任)

第6条 会長及び副会長は、理事の互選とする。

- 2 理事及び監事は、総会において選出する。
- 3 会計2名の内1名を責任者とし、それぞれを会長が選任する。
- 4 顧問は、役員会で推薦し、会長が委嘱する。

( 役員 の 職務 )

- 第 7 条 会長は本会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
  - 3 理事は、会員の意志を反映して、事業の企画、運営及び会員相互の連絡にあたる。
  - 4 監事は会計を監査し、総会において監査報告をする。
  - 5 会計は、本会経費一切の収支を管理、記録し、総会において決算報告をする。
  - 6 顧問は、会務について会長の諮問に応ずる。

( 会議 )

- 第 8 条 会議は、総会及び役員会とし、すべて会長が招集する。  
議事は、出席者の過半数をもって議決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

( 総会 )

- 第 9 条 総会は、年 1 回開催し次の事項を審議する。ただし必要があるときは臨時に開催することが出来る。
- ( 1 ) 事業計画及び報告、収支予算、決算の議決、承認に関すること。
  - ( 2 ) 会則の制定、改廃等の議決承認に関すること。
- 2 総会は、会員の出席をもって成立する。

( 役員会 )

- 第 10 条 役員会は、会長、副会長、理事、会計及び顧問をもって構成し、事業の企画、実践をするとともに、総会に諮るに至らない案件の処理を行う。

( 経費 )

- 第 11 条 本会の経費は、会費及びその他の収入をもってこれにあてる。

( 会費 )

- 第 12 条 会費は、一人あたり年額 1,000 円とする。ただし、生活が困難なため会長が認めた場合は免除することが出来る。

(入会の手続)

第13条 本会に入会しようとする者は、別紙により会長の承認を受けなければならない。

(慶弔規程)

第14条 会員が死亡したときは、香料として3,000円を支給する。

(会計年度)

第15条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(旅費規程)

第16条 交通費 私有車での走行距離1km×30円

日 当 一律2,000円

上記の金額は、次の条件を付して支給する。

公用車及び他のものに同乗した場合は、日当のみとする。

交通費が規程より超過した場合は、実費支給とする。

県及び郡の各福祉団体主催の会議(大会参加は除く)についても、当会の旅費規程をもってこれにあてる。

付 則

1 この会則は、平成17年8月1日から施行する。

ただし、平成17年度事業実施においては、神栖町母子寡婦福祉会及び波崎町母子寡婦福祉会の役員体制をもって運用する。

(なお、この但し書きについては平成18年3月31日をもって効力を失う)

1 この会則は、平成19年4月1日から施行する。

(書記の削除、役員を選任について)